

愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

○土壌汚染対策法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定	第300号	(水大気環境課)	1
○土壌汚染対策法第11条第2項の規定に基づく形質変更時要届出区域の一部の指定の解除	第301号	(同)	2
○新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共機関の指定の一部改正	第302号	(感染症対策課)	2
○指定漁船の付保の同意を求めるための事前届出	第303号	(水産課)	2
○道路の区域の変更	第304号	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	第305号	(同)	3
○道路の供用の開始	第306号	(同)	3

監査公表

○監査の結果に対する措置事項の公表	第5号	(監査委員事務局)	4
-------------------	-----	-----------	---

公告

○愛知県東大手庁舎の清掃業務に関する総合評価一般競争入札の実施		(総務事務管理課)	4
○大規模小売店舗の新設の届出		(商業流通課)	6
○大規模小売店舗立地法による市町村の意見書の概要		(同)	7
○大規模小売店舗立地法による意見書の概要		(同)	8
○肥料の登録の有効期間の更新		(農業経営課)	8
○土地改良区定款の変更認可 (十五ヶ用水土地改良区及び金山揚水土地改良区)		(農地計画課)	9
○県営土地改良事業の工事完了		(同)	9
○森林法第189条の規定による掲示		(森林保全課)	10
○公共測量の実施		(用地課)	10
○公共測量の終了		(同)	10
○愛知県がんセンター清掃業務に関する一般競争入札の実施		(経営課)	11
○警備員指導教育責任者講習の実施		(生活安全総務課)	13

告示

愛知県告示第300号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域を次のように指定する。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

形質変更時要届出区域	土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
清須市西枇杷島町日の出67番の一部で次の図に示す区域 (面積49.65㎡)	砒素及びその化合物

〔次の図〕は省略し、その図面を愛知県環境局環境政策部水大気環境課及び尾張県民事務所環境保全課において閲覧に供する。

愛知県告示第301号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、次のように形質変更時要届出区域の一部について指定を解除する。

なお、当該区域は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当する区域である。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 解除に係る形質変更時要届出区域
知多市北浜町10番6並びに11番20、11番21、11番22及び11番23の各一部（令和元年愛知県告示第453号により指定した区域）
- 2 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 3 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 4 解除の理由
土壌汚染状況調査の結果、土壌の2の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に、3の特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合していることが判明したため。
- 5 解除する区域
1の区域の一部
- 6 形質変更時要届出区域として継続する区域において土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 7 形質変更時要届出区域として継続する区域において土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 8 形質変更時要届出区域として継続する区域
知多市北浜町10番6並びに11番20、11番21、11番22及び11番23の各一部で次の図に示す区域（面積68,841.5㎡）
〔次の図〕は、省略し、その図面を愛知県環境局環境政策部水大気環境課及び知多県民事務所環境保全課において閲覧に供する。

愛知県告示第302号

平成26年愛知県告示第154号（新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

「中部瓦斯株式会社」を「サーラエナジー株式会社」に改める。

愛知県告示第303号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、次のように漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出があった。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
常滑市大谷字奥條35番地 同 坂井字芳狭間3番地の2	大岩 久二 畠 新作	小鈴谷 小鈴谷漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和6年7月26日(金)から令和6年8月16日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 縦覧場所

小鈴谷漁業協同組合(常滑市小鈴谷字赤松26)

愛知県告示第304号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区 間	敷地の幅員	延長
県道	岡崎碧南線	旧	岡崎市柱四丁目2番9地先から同福岡町字東後田18番8地先まで 岡崎市福岡町字下荒追4番1地先から同字東後田18番8地先まで	A 7.2~27.2 B 16.0~31.2	3.047 0.630
		新	岡崎市柱四丁目2番9地先から同福岡町字東後田18番8地先まで 岡崎市福岡町字荒追27番3地先から同字東後田18番8地先まで	A 7.2~27.2 C 16.0~31.2	3.047 0.918
	小牧春日井線	旧	春日井市上田楽町字川内2104番3地先から同2107番1地先まで	14.5~16.3	0.070
		新	同	17.4~25.9	同
	高蔵寺小牧線	旧	春日井市上田楽町字川内2107番1地先から同2104番3地先まで	14.5~16.3	0.070
		新	同	17.4~25.9	同

備考 A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

愛知県告示第305号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和6年7月27日から施行する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区 間	敷地の幅員	延長
県道	東浦名古屋線	旧	大府市半月町一丁目158番2地先から同大府町ウド195番3地先まで	26.0~44.7	0.492
		新	同	25.0~46.2	同

愛知県告示第306号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区 間	供用開始の期日
県道	東浦名古屋線	大府市半月町一丁目129番地先から同大府町ウド245番地先まで	令和6年7月27日
	小牧春日井線	春日井市上田楽町字川内2103番1地先から同2107番1地先まで	令和6年7月26日

監 査 公 表

6 監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、愛知県知事から財政的援助団体等監査の結果（令和6年1月26日6 監査公表第1号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和6年7月26日

愛知県監査委員 前 田 貢
同 川 上 明 彦
同 山 内 和 雄
同 いなもと 和仁
同 島 倉 誠

対 象 団 体	是正又は改善を必要とする事項	措 置 の 内 容
社会福祉法人福寿園	<p>○指摘事項 【補助金が過大に交付されていたもの（合規性）】 軽費老人ホーム利用者補助金は、軽費老人ホーム利用者の利用料負担を軽減するとともに、軽費老人ホームの健全な運営の助長を図るため、事業の実施に要する経費のうち、補助金交付の対象と認められる経費について交付されるものである。また、補助の対象となる経費のうち、介護職員処遇改善費とは、軽費老人ホームに勤務する介護職員等の賃金改善を図るために要する経費であり、その算定方法は、当該軽費老人ホームの職員の勤務延時間数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該軽費老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算した介護職員数（常勤換算）に月額を乗ずることとされている。</p> <p>社会福祉法人福寿園は、ケアハウスきぬうらの令和4年度軽費老人ホーム利用者補助金事業実績報告書の対象介護職員数（常勤換算）の記載において、8月分について、同月に勤務した職員が、実際は「常勤1人、非常勤2人」であるところ、「常勤2人、非常勤2人」であると誤認し、それをもとにした勤務延時間数を計上したこと、12月から3月までの間の分について、当初の見込値のままとしたことにより、介護職員処遇改善費の算定を誤ったため、補助金が4,500円過大に交付されていた。</p>	<p>県は、過大に交付されていた補助金4,500円を令和5年10月30日に法人から返還させた。 再発防止策として、補助金の変更交付申請時と実績報告提出時に介護職員の勤務実績表と常勤職員換算積算表の提出を求め、確認することとした。 また、法人において次のとおり対応した。 介護職員処遇改善費に係る常勤職員換算数の確認を複数の職員で行うことにより、チェック体制を強化した。</p>

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号)の規定が適用される調達契約又は愛知県公契約条例(平成28年愛知県条例第10号)第9条に規定する公契約に該当する場合があります。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
愛知県東大手庁舎の清掃業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書で示す仕様等とします。
- (3) 履行期間
令和6年10月1日(火)から令和10年9月30日(土)まで
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- (4) 履行場所
愛知県東大手庁舎(名古屋市中区三の丸三丁目2-1)
- (5) 入札方法
ア この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2第1項の規定に基づく総合評価一般競争入札の方法により行います。
イ 競争入札参加者は、総合評価のための技術資料(以下「技術資料」という。)、入札書等をそれぞれの期日までに提出しなければなりません。必要書類の種類については、入札説明書によります。
ウ この入札は、あいち電子調達共同システム(物品等)のサブシステムである電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書又は商業登記法(昭和38年法律第125号)に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード(以下「ICカード」という。)が必要です。
電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。
エ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。
アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>
オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等(以下「物品の製造等」という。)に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿(令和6年4月～令和8年3月)大分類「03. 役務の提供等」、中分類「01. 建物等各種施設管理」、小分類「01. 清掃」のうち細分類「01. 庁舎清掃」に登録されている者であること。

3 入札説明書の交付方法等

- (1) 入札説明書の交付方法
令和6年7月26日(金)から令和6年8月16日(金)までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。
アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>
なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。
- (2) 入札期間
令和6年9月9日(月)午前9時から令和6年9月10日(火)午後5時まで(電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。)
- (3) 契約条項を示す場所及び問合せ先
愛知県人事局総務事務管理課企画・管理グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1-2(郵便番号460-8501)
電話(052)746-2001

4 技術資料の提出期間及び場所

令和6年8月23日（金）から令和6年9月2日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

愛知県人事局総務事務管理課企画・管理グループ

5 開札の日時及び場所

令和6年9月11日（水） 午前10時

愛知県人事局総務事務管理課

6 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び2(1)及び(2)に掲げる競争参加資格を満たす旨の誓約書を令和6年7月26日（金）午前9時から令和6年8月16日（金）午後5時までの間に電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、参加を認めるものとします。

(6) 低入札価格調査基準価格に関する事項

この入札は、政令第167条の10第1項の規定に基づく低入札価格調査制度を適用し、低入札価格調査基準価格を設定します。

(7) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とします。

落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

また、落札者決定基準については、入札説明書で示します。

(8) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of Aichi Prefectural Government office (Higashi-ote Annex), 1 set

(2) Bidding period: 9:00 a.m., September 9, 2024 - 5:00 p.m., September 10, 2024

(3) Contact point for the notice: Administrative Integration Division, Bureau of Human Resources, Aichi Prefectural Government

3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan

Tel. 052-746-2001

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社 I D O M
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
代表取締役 羽鳥 祐介
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ガリバー豊橋店
豊橋市牟呂町松崎23ほか
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年2月28日
- 4 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要	
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社 I D O M	
	代表者の氏名	代表取締役 羽鳥 祐介	
	住所	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	
	その他小売業を行う者	なし	
店舗面積の合計		14,272㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	17台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	0台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	102㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	21.51㎡
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前10時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後8時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前9時30分から午後8時30分まで
	駐車場の自動車の出入口	数	1箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後10時まで

- 5 届出の日
令和6年6月27日
- 6 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課 (名古屋市中区三の丸三丁目1-2)
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年7月26日(金)から令和6年11月26日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先
令和6年11月26日(火)
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により稲沢市長から意見書の提出があった。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ラ・ムー稲沢店

稲沢市奥田天目寺町1-1ほか

2 提出された意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

来店車両による周辺道路の通行への影響を低減するよう努めてください。特に、店舗北側道路の渋滞緩和、歩行者等の安全確保を図るため、誘導員を配置してください。

(2) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(3) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(4) その他の事項

24時間営業が及ぼす生活環境への影響に関し周辺住民から懸念が示されているため、開店以降においても周辺住民からの意見・要望があった場合は、誠意を持って対応してください。

3 提出された意見の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

4 提出された意見の縦覧の期間及び時間

令和6年7月26日（金）から令和6年8月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出があった。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ラ・ムー稲沢店

稲沢市奥田天目寺町1-1ほか

2 提出された意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 駐車場の位置及び収容台数	3件
イ 駐輪場の位置及び収容台数	1件
ウ 駐車場の出入口の問題	11件
エ その他周辺道路の渋滞問題	19件

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 騒音問題への一般的対策	3件
イ 小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策	6件
ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策	0件

(3) 廃棄物に係る事項等

ア 廃棄物の保管施設の問題	3件
イ その他廃棄物の管理等に関する問題	0件

(4) その他の事項

11件

3 提出された意見の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

4 提出された意見の縦覧の期間及び時間

令和6年7月26日（金）から令和6年8月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格		生産業者		更新年月日	
			名	称	住	所		
1827	配合肥料	エジカニアッシュ	りん酸全量	17.0	自然応用科学株式会社	名古屋市中区錦一丁目13番26号	令和6.4.17	
			うちく溶性りん酸	13.0				
			加里全量	16.0				
			うちく溶性加里	16.0				
			うち水溶性加里	10.0				
			く溶性苦土	5.0				
			その他の規格					
			含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。なお、登録有効期間が3年となる要					

			件に該当する。			
1377	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料 1号	窒素全量 りん酸全量 その他の規格 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	4.5 2.0	加藤化学株式会社	知多郡美浜町大字河和字上前田18番地
1710	配合肥料	配合肥料1号	窒素全量 りん酸全量 加里全量 その他の規格 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。なお、登録有効期間が3年となる要件への該当性なし。	1.0 19.0 12.0	大平産業株式会社	名古屋市熱田区大宝一丁目11番18号
1775	混合有機質肥料	混合有機質肥料P	窒素全量 りん酸全量 加里全量 その他の規格 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。なお、登録有効期間が3年となる要件への該当性なし。	6.0 4.0 2.0	日新化成工業株式会社	蒲郡市浜町47番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区定款の変更を令和6年7月26日認可した。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

十五ヶ用水土地改良区定款
金山揚水土地改良区定款

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第1項の規定に基づき県が行う次の土地改良事業の工事は完了した。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

地区名	事業名	完了年月日
上の池・下の池地区	防災ダム事業	令和 6.2.9
中根地区	たん水防除事業	同 3.21

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の3第1項の規定に基づき県が行う次の土地改良事業の工事は完了した。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

地区名	事業名	完了年月日
治明地区	排水施設保全対策事業	令和 6.2.28

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき県が行う次の土地改良事業の工事は完了した。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

地区名	事業名	完了年月日
桑畑東池地区	防災ダム事業	令和 5.11.6
協和地区	震災対策農業水利施設整備事業	6.3.25

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を豊田市役所に掲示した。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
豊田市大見町一丁目47	内田 孝之
豊田市大見町二丁目62の1	岡島 洋
同	岡島 愛子
豊田市古瀬間町足場先1503の3	都築 和人
同 古瀬間町大日影1577	亡加納平蔵保管人 小野田覚造
同 古瀬間町唐沢1191	小野田 豊
同 古瀬間町鳥ヶ峰1647の3、1647の5及び1647の6	板倉 哲
豊田市琴平町玄野990の4	伊藤 文一
同	高桑 正代
豊田市琴平町玄野990の11及び990の41	朝倉 泉
同 琴平町砂田811	土井 主計
豊田市琴平町松下822、823の4及び三山口869	森 郁夫
同	森 英児
豊田市琴平町吉田878の2	土井 鐘治
同 志賀町石神895	加藤 沢一
同 志賀町大窪916の2	石倉 かく
同 志賀町花柄1016の4	松村 圭
同 野見山町四丁目38の2	高橋 文三
同 東山町四丁目1261	大橋ゆみよ
同 東山町六丁目1499の4	宮城 智美
同 東山町七丁目1376	清水 博
同 東山町七丁目1404	武嶋 公江

2 通知の要旨

令和6年農林水産省告示第534号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、春日井熊野桜佐土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
春日井市熊野町及び桜佐町	令和6年7月22日から 令和7年3月19日まで	公共測量(基準点測量)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、豊橋市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
豊橋市	令和5年8月10日から 令和6年3月15日まで	公共測量（3D都市モデル作成）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、豊田市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年7月26日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
豊田市土橋町、鴻ノ巣町、寿町及び曙町	令和5年7月14日から 令和6年2月29日まで	公共測量（基準点測量）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約又は愛知県公契約条例（平成28年愛知県条例第10号）第9条に規定する公契約に該当する場合があります。

令和6年7月26日

愛知県病院事業管理者
病院事業庁長 高橋 隆

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量
愛知県がんセンター清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様等
入札説明書で示す仕様等とします。

(3) 履行期間
令和6年10月1日（火）から令和8年9月30日（水）まで
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所
愛知県がんセンター（名古屋市千種区鹿子殿1-1）

(5) 入札方法
ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県病院事業庁物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/byoin-keiei/0000043830.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、病院事業庁指名停止等取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）の大分類「03. 役務の提供等」、中分類「01. 建物等各種施設管理」、小分類「01. 清掃」のうち細分類「02. 病院清掃」に登録されている者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき、病院事業庁長が定める資格（事業所の所在地に

関する必要な資格を除く。)を有する者であること。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

令和6年7月26日(金)から令和6年8月26日(月)までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

(2) 入札期間

令和6年9月4日(水)午前9時から令和6年9月5日(木)午後5時まで(電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。)

(3) 開札の日時及び場所

令和6年9月6日(金) 午前10時

愛知県がんセンター運用部管理課

(4) 問合せ先

愛知県がんセンター運用部管理課予算・調達グループ

名古屋市千種区鹿子殿1-1(郵便番号464-8681)

電話(052)762-6111 内線2234

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金(愛知県病院事業庁財務規程(平成16年愛知県病院事業庁管理規程第25号。以下「財務規程」という。)第145条に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規程第144条の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規程第142条(入札の無効)の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書を令和6年8月26日(月)午後5時までの間に電子入札システムにより、2(6)の資格を有することを証明する書類(以下「証明書類」という。)を持参又は郵送(令和6年8月26日(月)午後5時までに必着)により、提出しなければなりません(電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。)。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び証明書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、参加を認めるものとします。

(6) 低入札価格調査基準価格に関する事項

この入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、低入札価格調査基準価格を設定します。

(7) 落札者の決定方法

財務規程第147条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、当該最低価格をもって有効な入札を行った者の入札価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(8) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録(電子契約書)を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: Cleaning of Aichi Cancer Center, 1 set

(2) Bidding period: 9:00 a.m., September 4, 2024 - 5:00 p.m., September 5, 2024

(3) Contact point for the notice: Budget and Procurement Group, Administration Division, Administration Office,

Aichi Cancer Center
 1-1 Kanokoden, Chikusa-ku, Nagoya, Aichi 464-8681 Japan
 Tel. 052-762-6111 Ext. 2234

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のように行います。

令和6年7月26日

愛知県公安委員会委員長 藤 森 利 雄

1 講習の実施期日、定員、受講受付期間、受講者決定日及び受講手続期間

区 分	実 施 期 日	定 員	受 講 受 付 期 間	受 講 者 決 定 日	受 講 手 続 期 間
法第2条第1項第1号に係る警備業務	令和6年9月11日（水）から同月20日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで	34人	令和6年8月5日（月）午前9時から同月7日（水）午後5時まで	令和6年8月16日（金）	令和6年8月26日（月）から同月30日（金）までの午前9時から午後5時まで

2 講習を受講できる者

実施期日において、次のいずれかの要件（以下「受講要件」という。）に該当する者

- (1) 最近5年間に講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上であること。
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けていること。
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があり、かつ、現に当該警備業務に従事していること。
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けていること又は旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があり、かつ、現に当該警備業務に従事していること。

3 実施場所

一般社団法人愛知県警備業協会 研修室（名古屋市東区代官町35番16号 第一富士ビル）

4 受講受付

受講を希望する者は、愛知県警察本部のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/police/>）から、「申請・手続き」、「警備業」、「警備員指導教育責任者資格者証取得講習及び直接検定の実施予定等」、「講習・検定の事前申込要領」の順に進んで詳しい申込手続を確認して申し込んでください。

受講受付については、1人1回とし、定員数を越えた場合は抽選となります。

受講者の決定（抽選の当選者）については、愛知県警察本部のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/police/>）内で公表します。その際、個人を特定する方法として受講受付の際に付番する「整理番号」により公表します。

5 受講手続

- (1) 受講者は、愛知県内の警察署で受講の手続をしてください。
- (2) 手続に必要な書類等
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
 - イ 2の(1)に該当する者にあつては、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書）及び履歴書 各1通
 - ウ 2の(2)に該当する者にあつては、1級検定の合格証明書の写し 1通
 - エ 2の(3)に該当する者にあつては、2級検定の合格証明書の写し並びに当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書） 各1通
 - オ 2の(4)に該当する者にあつては、旧1級検定の合格証の写し又は旧2級検定の合格証の写し並びに当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書） 各1

通

カ 写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートル。裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。） 2枚

6 受講手数料の納付

47,000円分の愛知県証紙を証紙貼付書（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第53条第1項に規定する証紙貼付書をいう。）に貼って、講習の初日に納付してください。

なお、一旦納付された手数料は、返還しません。

7 その他

受講受付期限を過ぎても申込人員が定員に満たない場合は、定員に達するまで又は受講手続期間終了まで受講申込みを受け付けますので、愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係に問い合わせてください。

8 問合せ先

愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課

電話（052）951-1611 内線3283・3284